

内閣参質二〇二第一七号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出令和二年度動物愛護週間中央行事「二〇二〇どうぶつ愛護オンラインシンポジウム」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出令和二年度動物愛護週間中央行事「二〇二〇どうぶつ愛護オンラインシンポジウム」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「講師の選定の具体的基準」及び「講師の選定に係る要綱、事務処理要領その他の基準」は存在しないが、「各講師を選定するに至った具体的な理由」については、動物愛護週間中央行事実行委員会において決定した令和二年度動物愛護週間中央行事（以下「令和二年度中央行事」という。）のテーマである「人も動物も幸せにく考えよう、共にくらす社会」に合った講演を行うことができる専門的知識、経験等を有する者を「二〇二〇どうぶつ愛護オンラインシンポジウム」の講師として、推薦によらずに選定したというものである。

また、お尋ねの「講演において期待されている効果」については、当該各講師による講演が、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する「ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深める」契機となる効果が期待されると考えている。

四について

お尋ねの「講演」については、法第四条第三項の規定を踏まえ、令和二年度中央行事の一環として、同条第一項に規定する動物愛護週間の趣旨に沿って行われるものである。

五について

お尋ねの「講演の標題」はその講師が設定するものであるため、その意味内容について政府としてお答えする立場にない。なお、講師が作成した講演要旨によれば、当該講師の行う講演は、「動物だけを見るのではなく、社会を捉え、広い視野で、人と動物の関わり合いを見る」という趣旨と承知しており、法第一条に規定する法の目的に反するものではないと考えている。